

子育て世帯、新婚世帯の優先入居について

(平成 30 年 7 月 1 日入居予定)

1 子育て世帯、新婚世帯の優先入居 (以下子育て・新婚世帯枠) にお申し込みができるかた

入居申込時において、次の(1)から(4)のいずれかに該当することを公的書類(住民票、戸籍事項全部証明書など)で確認できるかたが「子育て・新婚世帯枠」にお申し込みをすることができます。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子(胎児を含む。)と同居しようとする者。
- (2) 3人以上の中学生以下の子と同居しようとする者。
- (3) 中学生以下の子と同居しようとするひとり親。
- (4) 本人と配偶者(婚約者を含むが、事実婚は除く。)の年齢の合計年数が60年以下である者で、次の条件に該当する者。
 - ア 婚姻の場合は、婚姻の日後2年以内であること。
 - イ 婚約の場合は、入居資格審査までに入籍すること。

2 「子育て・新婚世帯枠」と「通常枠」への振り分け方法

- (1) 土井住宅すべての募集戸数10戸のうち、メゾネットタイプ3戸を「子育て・新婚世帯枠」の仮の募集住戸とします。
- (2) 「子育て・新婚世帯枠」申込者が仮の募集戸数を上回った場合は、次に定める算式により計算した戸数(小数点切捨て)で仮の募集戸数を下回らない戸数を「子育て・新婚世帯枠」の真の募集戸数とします。ただし、「子育て・新婚世帯枠」の真の募集戸数は土井住宅すべての募集戸数の8割を超えない範囲とします。

$$\text{土井住宅すべての募集戸数} \times \frac{\text{「子育て・新婚世帯枠」申込者数} \times 1.2}{\text{「子育て・新婚世帯枠」申込者数} + \text{「通常枠」申込者数}}$$

3 お問い合わせ先

岡崎市営住宅管理センター

岡崎市役所西庁舎1階

電話 0564-23-6320 (平日 8 時 30 分～17 時 15 分)